

## 市谷議員 再要望項目一覧

令和2年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1. 鳥取県立八頭高校のサッカー場の砂埃対策 鳥取県立八頭高校のサッカー場の砂埃が、サッカー場横のすくも塚部落の住宅にふりかかり、何年にもわたり、住民から苦情が出ている。砂埃がたたないよう、早期に対策をとること。</p>	<p>八頭高等学校サッカー場の砂埃については、これまでも防砂ネットを設置したほか、塩化カルシウムの散布等を行っているところであるが、引き続き、効果的な対応を検討してまいりたい。</p>
<p>2. 教育について ①鳥取県立西高校の保護者から、お弁当を食べる時間がとれないほど、昼休憩時間が短いとの声が出ている。昼休憩は12時10分～50分とのことだが、直近では、目前の体育祭の準備や面談もあるなど、昼休憩の時間が用事でうまり、お弁当を食べる時間もなくなっている生徒もある。そもそもの昼休憩の時間をせめて1時間とるか、昼休憩には学校側からの用事が入らないようにすること。例年、体育祭の時期が8月末や9月頭となっているが、猛暑の中練習をする生徒の体調が心配との声が出ている。生徒と相談しながら、開催時期をもう少し涼しい時期に変更することも検討すること。部活動が夜7時や9時頃まであるものもあり、汽車通学の学生は、帰宅が夜11時になることもあると聞く。生徒の負担にならない部活動の時間とすること。</p>	<p>学習指導要領に定められている授業時間の確保、教育課程との関連を図るように定められている部活動時間の確保、公共交通機関の無理のない利用等を鑑みて、各校の実情に応じて時程が定められていると把握している。昼休憩の時間についても、各校で定めることとしているが、生徒がお弁当を食べる時間を十分確保するよう各校に注意喚起してまいりたい。</p>
<p>②ゆきとどいた教育となり、教室の密を防止するためにも、高校でも30人以下の少人数学級を実施すること。また特別支援学級・学校の学級編成基準を改善し、少人数となるようにすること。</p>	<p>県立高等学校においては、専門学科を中心に1学級の生徒数を38人としている。さらなる少人数学級の取組については、国の小中学校に対する対応を注視しながら、検討していくが、現時点で高等学校における30人以下学級は考えていない。 公立小・中学校の特別支援学級の学級編制基準については、鳥取県では国の基準である1学級あたりの児童・生徒数8人を7人としているところである。また、3以上の学年で構成されている特別支援学級を有する学校に対して、非常勤講師を配置し、児童生徒の学習の充実を図っているところであり、更なる学級編制基準の引き下げについては考えていない。</p>
<p>③不登校の子どもたちへの対応が一層充実するよう市町村の「適応指導教室」への財政的支援を強化すること。新型コロナで学校に行けない子どもが増えていると聞く。スクールカウンセラーは、学校かけもちではなく、各校ごとに配置（大規模校は複数配置）すること。</p>	<p>市町村立小・中学校において不登校となった児童生徒を支援する教育支援センター（適応指導教室）については、基本的には当該市町村教育委員会の業務と整理しており、財政的支援は考えていない。 また、スクールカウンセラーについては、現在、全ての公立中学校及び義務教育学校に配置し、中学校に配置されたスクールカウンセラーが中学校区の全ての小学校における相談等の対応を行っているところであり、今年度については、コロナ禍における緊急支援の必要性を鑑み、別途設けているスクールカウンセラーの緊急支援用の配置時間数を増加して対応している。（当初30時間→130時間）</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④学校教育法の特別支援学校の対象者の規定の中に、「情緒障がい」「発達障がい」がなく、特別支援学校での学びが保障されていない。法改正を求め、法改正前であっても、必要な児童・生徒の学校での受け入れをすること。	「情緒障がい」、「発達障がい」に対しては、特別支援学級や通級指導教室で対応しているところである。今後も障がいの状況に応じた教育をしていきたいと考えており、現時点では法改正を求めることは考えていない。
⑤通級指導教室の増設、とりわけ、中学校、高校での増設をすること。	通級指導教室について、中学校においては、国の教職員定数において平成29年度から基礎定数化しており、本県においても少しずつ必要な定数を増やしてきているところである。引き続き、市町村からの要望を踏まえて、国に要望していきたい。 また、高等学校においては、平成30年度から障がいに応じた時間指導（通級による指導）が可能となり、今年度は教育課程に障がいに応じた特別の指導を加えた4校について加配措置を行っているところである。引き続き教育課程の編成において各学校で検討を進めていくとともに国に加配要望をしてまいりたい。
⑥遠隔地で通学が困難な場合、居住地近くの学校に特別支援学校の分教室を設置すること。	鳥取盲学校、鳥取聾学校、琴の浦高等特別支援学校には寄宿舎を設置しているほか、通学バスの運行などの通学支援策を講じており、分教室の設置は考えていない。
⑦特別支援学校の重複障害児への対応が一層充実するよう、今以上に人員を配置すること。	現状においては、特に支援が必要な学級に加配措置を行うなどの配置をしているところであり、さらなる増員までは考えていない。
⑧特別支援学校の単一障がい学級の定員を6名から5名にすること。	特別支援学校においては、国の学級編制基準に準じているが、指導にあたっては、チームティーチングなど1学級複数の教員で指導・支援を行っている状況であり、編制基準の引き下げについては考えていない。
⑨小・中学校の特別支援学級の学級定員を7名から6名にすること。	公立小・中学校の特別支援学級の学級編制基準については、鳥取県では国の基準である1学級あたりの児童・生徒数8人を7人としているところである。 また、3以上の学年で構成されている特別支援学級を有する学校に対して、非常勤講師を配置し、児童生徒の学習の充実を図っているところであり、更なる学級編制基準の引き下げについては考えていない。
⑩特別支援学校の2学年に渡る学級に、県費で支援員を配置すること。	
⑪特別支援学校の「設置基準」をつくり、特別支援学校の過大・過密問題を解消すること。	中央教育審議会において特別支援教育の将来像を盛り込んだ答申の検討が進められており、骨子案において、「国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することが求められる」旨の記述もあるため、国の動向を注視してまいりたい。
⑫学校体育館の耐震化率を100%とすること。	県立及び市町村立学校の体育館の耐震化率は100%である。
⑬高校版の就学援助制度を創設すること。	高等学校においては、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国において奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）制度を設けるなど、保護者の負担軽減に努めている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑭「高等学校等就学支援金」への所得制限をやめ、「高校授業料無償化」を復活させること。</p>	<p>授業料無償制の所得制限の導入は、奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）や家計急変への支援等、高校生の教育費の負担軽減施策と併せて行われたものであり、限られた財源の中で制度を維持するために必要なことと考えている。</p> <p>また、県内私立高等学校の授業料については、令和2年4月から始まった国の私立高等学校授業料の実質無償化により、年収約590万円未満の世帯について実質無償化され、これにあわせて年収約800万円未満の世帯について本県独自に授業料の上乗せ支援を導入し、保護者負担の軽減を図ったところであり、所得に関わらず授業料を無償化することは考えていない。</p>
<p>⑮県独自に、返済不要の「給付制奨学金」を創設すること。</p>	<p>大学生等に対しては、国において給付型奨学金制度の拡充や授業料減免制度が創設され本年度からスタートしている。また、本県では地元企業に就職した学生が借りた奨学金の返済を減免する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を設けて制度の拡充等を図ってきているところであるため、現時点で給付型の奨学金制度を設けることは考えていない。</p>
<p>⑯一部の高校で行われている乱暴な言動を伴う応援練習を改善すること。</p>	<p>応援練習は、集団への所属感や連帯感を深める等、よりよい学校生活づくりのために、教育課程に位置付けて実施している教育活動であり、また、学校の伝統的行事の一つとして受け継がれているものでもある。中でも、生徒が中心となって行う形式の応援練習は、生徒の自主性を育むことにもつながる特色あるものといえる。応援練習を実施する際は適切に実施するよう、各県立高等学校長に周知しており、引き続き、適切な取り組みとなるよう、指導していく。</p>
<p>⑰差別賃金を伴う成果主義による「教職員評価・育成制度」は、全教職員全体の同僚性に基づく協働の営みである学校現場になじまないものであり、制度を中止すること。</p>	<p>評価・育成制度は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条及び第23条の2（市町村（学校組合）立学校に勤務する教職員にあっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条）の規定に基づき、教職員の人事評価をするとともに、教職員の人材育成及び資質向上により、学校教育の一層の充実を図る目的で実施しているものであり、「教職員評価・育成制度」を中止することは考えていない。</p>
<p>⑱教職員の採用にあたり、定数内の臨時的任用は行わず、正職員を採用すること。</p>	<p>教員採用候補者選考試験における採用予定数については、退職者数や児童生徒数の推計を基にした学級数、学校統廃合の予定などを勘案しながら必要数を算出している。選考試験受験者数を確保するためにも、可能な限り採用予定数を確保することは重要だと考えているが、今後の必要教員数の変動及び年度中途の学級数の変動等への対応などに鑑み、学校現場への影響等を考えた場合、一定数の定数内講師の配置は、定数管理上必要と考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3. 新型コロナウイルス対策</p> <p>①「家賃支援給付金」は、大家さんとの契約書類など複数の書類が求められるにも関わらず、それをA4サイズ1枚に収めて提示し、オンラインで申請しなければならず、非常に手続きが煩雑で使いにくい。手続きの簡素化を国に求め、県として申請を援助し、制度の周知を業者に徹底すること。</p>	<p>家賃支援給付金については、必要とする事業者への迅速な支給に向け、同給付金の手続きの簡素化等に関し、7月16日、経済産業省へ要望を行ったところであり、全国知事会等も通じながら、引き続き必要な対応を国に求めていく。</p> <p>また、5月28に開設した経済対策予算ワンストップ相談窓口や事業者向け説明会などを通じて、今後とも制度周知に努めていく。</p>
<p>②大企業も経営難で労働者への賃金が出しづらい状況がある。中小企業同様に大企業も雇用調整助成金を国10/10の支援とし、「休業支援金」の対象となるように求めること。</p>	<p>雇用調整助成金については、中小企業に限らず大企業に対しても、助成率の引上げ（1/2から2/3、解雇等を行わない場合は3/4）のほか、上限額も15,000円まで中小企業と同等に増額されるなど、手厚い特例措置が講じられてきたところである。</p> <p>また、労働者へ直接給付する休業支援金・給付金は、労働者への休業手当の支払が厳しい中小企業に限り、休業手当を受け取ることができない労働者に対する特例的な制度として創設されたものである。国としては、この度、緊急対応期間の延長（9月30日までから12月31日までへ延長）する方針も決定した雇用調整助成金の制度が優先されるべきものとして、事業者に対して助成金の活用を周知しているところである。</p>
<p>③来春卒の高校生や大学生などの県内就職が懸念されている。新型コロナ対策として、正規雇用補助金制度を創設し、県内企業での就職先を確保すること。また教育・福祉・医療・防災など公務・公共分野での高校生・青年の雇用創出をはかること。</p>	<p>県では、新規高卒・大卒予定者の県内就職促進に向け、鳥取労働局と連携して、知事、鳥取労働局長、県教育長による商工団体への求人要請のほか、求人事業所説明会などの取組を行っている。県教育委員会としては、新卒未就職者に関しては鳥取労働局各地区ハローワークへの橋渡しを行い、一定の成果を得ていると考えているが、引き続き新規高卒者の雇用確保を進めてまいりたい。</p> <p>なお、新卒大学生を対象とした合同企業説明会が中止になっていることを受け、県においては、Web上での合同企業説明会の開催、求人情報の発信や企業PR動画制作に係る経費の支援、Web上での面接・採用に係る経費支援を行うなど、企業の採用活動に対する支援を強化しているため、正規雇用に係る直接補助制度の創設は考えていない。</p> <p>県職員の採用についても、状況をよく注視しながら必要に応じて対応を検討していく。</p>
<p>④高校の入試は、新型コロナの休校期間を考慮して、内容を軽減すること。</p>	<p>現在の中学校等の学習状況については、夏季休業期間の短縮等により授業日数を確保することとしており、学習の遅れは回復できる見込みであることから、現時点では、学力検査の出題範囲の変更は行わないこととしており、8月に公表したところ。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、方針を変更する場合もあるとしており、状況に応じて適切に対応してまいりたい。</p>